

## 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る意見の要旨と市の見解

意見の要旨	市の見解
<p>川越・本庁第 8 9 号生産緑地地区の変更の案について、市街地に緑地を維持してほしいため、反対します。</p>	<p>生産緑地地区制度は、市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する農地等の保全を図り、また、将来の公共施設等の敷地の用に供する土地として確保しておくことを目的とした都市計画の制度です。</p> <p>生産緑地として指定されることで、生産緑地地区内では建築物の建築等の行為が規制されますが、生産緑地所有者の権利保護の観点から、生産緑地法では、指定後 30 年を経過した場合や、農業の主たる従事者が死亡した場合、または故障により農業を行うことが不可能になった場合に、市長に対して時価で買い取るべき旨を申し出ることができると規定されております。他方で、市長が買い取ることができない場合として、財政事情等の特別な事情が想定されており、こうした場合には、市長は、他の農業従事者が取得できるようにあつせんに努める必要があり、その結果、買取り申出日から起算して 3 箇月以内に所有権の移転が行われなかったときは、規制が解除されることとされております。</p> <p>今回、当該生産緑地について、生産緑地所有者より買取りの申出がなされましたが、市としては当該土地について利用計画等がないことから買い取らない旨を通知いたしました。その後、農業従事者へのあつせんを行いました但不成立となり、法定期間が経過したことにより、当該生産緑地における規制は解除されることとなったもので、生産緑地地区の変更を行うものです。</p>